

安藤對馬守信正 廢帝論と坂下門の變

維新史料藤澤氏資料による

史談論員 鈴木光四郎

(4) 坂下の變當日の狀

文久元年正月十五日 この日は正月の十五日即ち歎入りの日であり江戸の町々には門松が立てられ市中は正月の最後の日を樂しま人々で賑わった。例年のように十五日は月次式日であつて在府の諸侯は將軍に拜謁する日であつた。

炭勞の新賃金協定

基準賃金は坑内夫日額二九〇圓

炭勞常務部では炭勞と鐵連との賃金協定は八日解消、十三日全大會後假謹印を行つたので、これを確認する。

新協定賃金は左のとおり

△基準賃金日額外夫一六〇円、坑内夫二十五〇円(税込み)、家族手當原則一人當り三百円。△基準能率給は二十二年十月から二十三年一月までの在籍一人一日當能率の九%。

△基準外賃金並に保護坑夫賃金は各社谷ヤマで取かる。△賃金協定期間は四月から九月まで、たゞ新物價改訂の場合は政令の場合は毎年五月の九%。

△特別貸與は原則として支給せぬが非常増産のため臨時必要なときは月額一人当たり一五〇円を最高限度として支給する(但し増産部門の月賦返済相當分を含む)。

△増産前賃金は融資貸金の月賦返済相當分を含む。

△九日前十時から市労働會館に十日半開催する文部大會の準備に十日間の全国大會報告、二

月のうちに河内大橋正民主権に通達した。新協定賃金は左のとおり、新協定賃金日額外夫一六〇円、坑内夫二十五〇円(税込み)、家族手當原則一人當り三百円。△基準能率給は二十二年十月から二十三年一月までの在籍一人一日當能率の九%。

△基準外賃金並に保護坑夫賃金は各社谷ヤマで取かる。

△賃金協定期間は四月から九月まで、たゞ新物價改訂の場合は政令の場合は毎年五月の九%。

△特別貸與は原則として支給せぬが非常増産のため臨時必要なときは月額一人当たり一五〇円を最高限度として支給する(但し増産部門の月賦返済相當分を含む)。

△増産前賃金は融資貸金の月賦返済相當分を含む。

△九日前十時から市労働會館に十日半開催する文部大會の準備に十日間の全国大會報告、二

月のうちに河内大橋正民主権に通達した。新協定賃金は左のとおり、新協定賃金日額外夫一六〇円、坑内夫二十五〇円(税込み)、家族手當原則一人當り三百円。△基準能率給は二十二年十月から二十三年一月までの在籍一人一日當能率の九%。

△基準外賃金並に保護坑夫賃金は各社谷ヤマで取かる。

△賃金協定期間は四月から九月まで、たゞ新物價改訂の場合は政令の場合は毎年五月の九%。

△特別貸與は原則として支給せぬが非常増産のため臨時必要なときは月額一人当たり一五〇円を最高限度として支給する(但し増産部門の月賦返済相當分を含む)。

△増産前賃金は融資貸金の月賦返済相當分を含む。

△九日前十時から市労働會館に十日半開催する文部大會の準備に十日間の全国大會報告、二

靖國講社大祭上京

その他の問題に就き協議

洋髪

最新式無電パーマ

新技術良好か

當店御利用下さい

平局横丁角五〇直龍軒婦人部

付けておれと訴える。良く見

れば四歳の女が二十七才

て來た「離婚による復縁」の

通知に係員も「あアあれがそ

が書く前の話だ」と強く拒んだの

うだつたのか」と今更ながら

戻りが切附候に以て左

方の者防戦致る狼藉の者六

人計留余の者は逃去り申候

拙速なる取捕方差闊致し候内

になつてゐる。現今は「青橋の

紅葉山下と坂下廻所門を設

置し一構内となしていたとい

う。現在は「青橋の

紅葉山下と坂下廻所門を設

置し一構内となしていたとい